

## 令和2年度第3回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 令和2年12月22日（火）午後1時30分～午後3時40分

場 所 601会議室（市役所6階）

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、岩橋委員、大谷津委員、  
吉良委員、鳥居委員、松蔭委員、吉田委員、  
※欠席委員 岡本委員、平田委員

小田原市

文 化 部：石川部長、古矢副部長

文化財課：高橋課長、内田担当課長、田村副課長、佐々木係長、  
大島主査、峯田主査、西山主事

まちづくり交通課：金子課長、田邊副課長

※柳下教育長は他の公務で欠席。

- 1 開会
- 2 文化部長あいさつ
  
- 3 議事

### （1）審議事項

『小田原市歴史的風致維持向上計画』第2期の策定について（資料1）  
事務局（まちづくり交通課）が資料1に基づき概要説明。

### 【質疑応答】

（委員）

本日事務局から配布された原稿の修正案は、今年度委員皆が、それぞれ指摘したり、修正案を提示したりして、それがここに全て反映されている状態である。そこで今、私が担当し指摘した個所だけでも読んでいこうと思うが、なぜ、事前に送ってくださらなかったのか。コメントしようにも、読みきれない。進行具合に異議ある。反映された資料を確認し、それに対していつまでに、修正が必要である、あるいはこれで了承したと判断するような時間がなく、そのようなスケジュールも組まれていない。こうした中で今日議論しなければならないのか、私達が確認する時間をいただきたいが、その辺りはいかがか。

（事務局・まちづくり交通課）

ご指摘の通りで大変申し訳ないが、多くの修正があり、ぎりぎりになってしまい、結果

的に当日の資料配布という形になった。現在、年明けの1月9日までパブリックコメントの期間として意見募集を行っている。文化財保護委員の皆さまのご意見・ご指摘やパブリックコメントの意見を含めて最終的に次回1月18日の歴史まちづくり協議会に取りまとめたもので、協議したいと思っているので、1月9日を目安として、ご意見を賜ればと思ひ、よろしくお願ひいたしたい。

(事務局)

補足させていただくと、明日、12月23日、オブザーバーという形で文化部と都市部を経験された山口学芸員と私で打ち合わせし、この原稿案をさらに調整する予定でいる。本日の原稿案の段階でも一部、委員の方々からの修正が間に合っていない部分があり、大変申し訳ないことと思っている。委員のご指摘の中では、表記や漢字の誤りについては修正され反映されている。一番の課題である「栢山と尊徳仕法の継承にみる歴史的風致」については、ご指摘を受けて山口学芸員により大幅に3頁削った。その内容が、本日の原稿案であるので、ご確認の上、ご意見等は1月9日までにいただければと思ふ。

(委員)

私は、千代田区の文化財保護委員もさせていただいている。その関係で、日比谷図書館で「荒俣宏の描いた帝都東京」という展示を見る機会があった。驚いたのは、二宮金次郎のことがその中に展示されていたことだ。私自身は「帝都物語」を読んだことも映画で観たこともないので、博物館学芸員に依頼して展示内容を写真撮影してもらい、資料として持参した。前回会議でも指摘させていただいたように、二宮金次郎に関する近代以降の記述は注意が必要だ。この資料を事務局に渡すので、荒俣氏による二宮金次郎の取り上げ方もひとつの参考になればと思ふ。

(委員長)

これまでも既に委員皆さんから意見を聴取しており、これらを反映していただき、文化財保護委員会での意見を重んじてもらいつつも、スケジュール的には最終校正後の出来上がったものを我々が見るという機会はないわけである。ある意味では紳士協定かもしれないが、我々の意見はきちんと反映されていることを前提として、ひとつひとつの修正後の確認はこの場ではできず、もうそれは事務局にお任せするというところで、今回の審議を進めていきたいが、いかがか。

(副委員長)

この膨大な原稿案を確認しながら意見を言うというのはとても無理なので、どの点を特に僕らに聞きたいのか言って欲しい。自信持っているところはいいのだが、記述する過程で少し迷っており、この辺りの意見を聞ければというところを言っていただきたい。

(事務局・まちづくり交通課)

第2期計画で新しく位置付ける歴史的風致は「報徳仕法の風致」である。第1期計画の時に位置付けようと当初検討していたところだが、国から落とされてしまった経緯がある。現時点で再チャレンジということで第2期計画に加えたので、特に見ていただきたいのは7つの歴史的風致の中でも、報徳仕法のところである。

(事務局)

補足だが、前回の会議では副委員長から図版の取り扱いについて多くご指摘いただいた。今なお不十分なところもあるかもしれないが、だいぶ図版を整理し、この原稿案には反映できている。また、「報徳仕法の風致」が今回新たに増えた、ということもあるが、資料1-4でお示しした歴史的風致形成建造物の追加分は、第1期計画にはなかった部分なのでご確認いただきたい。

(事務局・まちづくり交通課)

前回の会議では、「曾我の梅栽培にみる歴史的風致」についてご意見があり、それについては153、154頁に梅の風致の地図を入れている。「梅栽培の風致」そのものは146頁から始まり、ご指摘をいただいた梅を干すのは梅林の中ではなく、それぞれ農家の庭先であろうということから148頁に、戦前から建てられているような栽培農家がどこにあるかまとめさせていただく。それらを踏まえ、最終的に154頁で薄く黄色で塗った範囲が歴史的風致の範囲と見ることができるだろうとし、エリア取りをさせていただくところ。図面などもある程度分かり易くできたと思う。

(副委員課長)

以前よりだいぶ整理できたのではないかと思う。

(委員長)

「報徳仕法の風致」について、事務局説明がありましたが、委員からご意見あるか。

(委員)

第1期計画でのいきさつ知らなかったが、やはり歴史的風致にしていく上では問題もあったのか。二宮金次郎は取り上げ方が難しいので、第2期では大胆に出してきたなと思った。

(事務局・まちづくり交通課)

歴史的風致そのものの考え方として、お手元の資料1-2をご覧ください。先程説明したように①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境を、歴史的風致の定義としている。それらの条件が揃っていることが国から求められている。今回は、なんとかそれらの条件について説明がつくのではということで風致に加えていこうとしているところである。

(委員)

二宮尊徳自身を評価することと、それを明治以降の歴史の中で、どのように伝えてきたかということは別問題だ。その辺りを市民が良く分かるように記述していかないと誤解されてしまう。この点は、文化財保護委員としての責任においてやはり見過ごすわけにはいかず、重々配慮していただきたいなと思い発言をずっと続けている。まさか、報徳思想について取り上げるとは思わなかったのだ。

(委員)

私は江戸時代が専門なのでその辺りについて。江戸時代、リアルタイムに二宮尊徳が生きていた時にどういう風に地域貢献したかということは、実はこれ結構現在注目されている。文理融合で研究をやっているのが、この松を植えていたということも堤防工事の技術

などこれまでとは違った捉え方で注目されており、歴史からくる思想的なところとかではなくて技術的なところなどの新しい評価も出つつある。そういうことも積み上げていけば、現代的な評価として、尊徳の行った様々な技術、あるいは社会学からの街づくりの視点、ゆるやかにつながりながら、皆が共に支えあう社会とはどんなものか、そのような話しも聞くので、新たな評価が出れば、見方もいろいろと変わると思う。

少し話は変わるが、パブリックコメントはまだ1件も来ていないのか。

(事務局・まちづくり交通課)

パブリックコメントを実施しているのは、この200頁を超える本編そのものではない。全部読んでいただくことは大変なので、金沢市などと同様に資料1-2、抜粋をしてあるこの概要版を提示して、パブリックコメントを実施させていただいている。今のところはこちらご意見をいただいている。

(委員)

私は意見が出てこないことの方が不安である。最近、自分が小さい時から食べていた蒲鉾の「丸う田代」が倒産したことに驚いた。そういった地域の人からのパブリックコメントが来ていないということならば、何か対策取られた方が良いかと思う。

(事務局・まちづくり交通課)

その点は来年の広報1月号に特集頁で、この7つの歴史的風致について紹介をする。市として第2期計画を策定し、さらに10年間、歴史まちづくりをしていき、固有の歴史・文化を次世代につないでいく考え方で取り組む、ということをお知らせする予定である。併せてパブリックコメントを実施していることも案内する。恐らく、年末ぎりぎりに広報が各家庭に配布されるので、9日までのパブリックコメントということで期間は短い、多くの市民にも知っていただくということで、今準備を進めている。

(委員)

せっかくの機会なので、意見が沢山くるといいと思う。

(委員長)

今の委員のご意見も大事だと思う。また、コメントしやすい資料を市民の方々に開示していくということも非常に大事なことである。

(事務局・まちづくり交通課)

委員、ご指摘の通りで、初めは概要版を作ることは日数的に間に合わないかと思っていたが、200頁を超えるようなものを市民に見せて意見をいただきたいというのも中々無理があるだろうと考えた。そこで、すでに第2期計画で認定を受けている金沢市は、概ね8頁程度の概要版で、主なところをかいつまんで、何のためにこれをやっているのかを、きちっと説明したような資料でパブリックコメントやっていたので参考にした。市民が負担にならない程度で読んでいただき、ご意見がいただけるような形で提示するとともに、しかも今ご指摘いただいたようにパブリックコメントを実施していること自体も市民に知っていただきたいと思うので、市民の認知度を高めていくためにも広報1月号でもお知らせしようとしている。

(委員長)

それではパブリックコメントの件については、よろしくお願ひしたい。その他、事務局からこれについて伺いたい点などいかがか。

(事務局・まちづくり交通課)

今回第2期計画を策定するにあたり、基本的には第1期計画で設定をさせていただいた歴史的風致のエリアを引き継いでいく方向で考えていたが、国から新たに条件付けが出た。50年以上前から存在することが確認できないといけないということだ。公的な文書、あるいは新聞記事、個人宅に残る写真などでもいいのだが、確認ができないといけない。具体例を挙げますと、「柑橘栽培の風致」です。片浦地域はある程度、課税台帳等の情報から50年以上前から建っているみかん小屋がきちっと確認ができた。

しかし他の所についてはコロナ禍の影響もあって中々調査できず、今回は早川まで広げられるかどうかざりざりいっぱいである。策定までに早川までは確認して、策定後も調査を継続していきたいと考えている。そこで、50年以上の歴史的なものを拾っていくときに、こういうものが何かヒントになるのではないかと、こういうところに実はデータがあるのではないかと、ということをご教示いただければ、策定までには間に合わないかもしれないが、次回以降見直しをしていく段階の時に参考にさせていただき、風致の範囲を広げていくことができるのかなと考えている。

委員にご指摘の二宮金次郎の風致もそうだが、中々我々の知識では調べが行き届かないこともあろうかと思うので、何かこういう部分でも50年以上の担保というのを確認できるかもしれない、というような情報をいただくことができれば、非常にありがたい。

(委員)

民間農家とかの場合、その建物や農具などは記録として残りにくいかもしれないが、農産物を出荷していれば公文書などに残る可能性があるのではない。例えば農協の資料など、統計には出てこないのか。

(委員)

県の統計はあるのでは。

(事務局・まちづくり交通課)

栽培をしていたという活動の他に、50年以上の歴史がある建造物、例えばみかん小屋、もしくは段々畑の石垣などの情報が必要になる。石垣となると本当に50年前に造ったままなのか不明なところもある。今現在はみかん小屋にターゲットを絞ってはいるが、当然、みかん小屋なども登記まではしておらず、課税もされず、どうやって確認すればよいかと考えている。航空写真から屋根の形だけでも50年間変わっていない証明につながるのではないかと、ということも国とも協議しなければならないと内部で話もしている。現状では、市の課税情報で50年以上経っているみかん小屋をピックアップし、それがある程度まとまれば、エリア取りを広げていくことができるかなというところで進めているが、思うに任せないところもある。

(委員長)

現実的に小屋が目の前にあることは分かっても、昔からあることを証明するにはどうすればよいか、困ることが沢山出てくるかと思う。

(委員)

何年前からこの小屋をみかん蔵として使っているのか確認するてだては、もはや農家の記録にはないということで無理なのですね。

(事務局・まちづくり交通課)

家を建てた場合には、棟札が残るのだが…。

(委員)

生産物を変更する場合もあり、農業の実態究明をしないといけなくなる。

(事務局・まちづくり交通課)

例えば 160 頁にも載せさせていただいた、中段あたり、『神奈川県史』昭和 42 年に発刊されたものに、明治 39 年から大規模なみかん栽培が始まったことが記載されている。この辺を契機に大きく広がったのだろうと推測できる。恐らくそれに合わせて次第に貯蔵するための小屋ができたのだろうと見当はつくが、中々それを裏付ける証拠が見つからない。

(委員)

日記が残っていればよいが、必ずしも残っていない。農業組合がどれだけ資金援助あるいは助成をしているかなどの記録はどうか。資金の面から追っていくと分かる面もあるかもしれない。

(事務局・まちづくり交通課)

資金援助の視点は気づかなかったのでありがたい。

(委員長)

こういうことは、様々な視点からアプローチしていかないと難しいだろう。ケースバイケースだとは思うが、<sup>なりわい</sup>生業などの視点で大谷津委員いかがか。

(委員)

年代が中々記録に残らないのが民俗の分野でもある。やはり農家の話を聞き取ったり、あるいは先程の農協などの資金面での資料がまとまってでてくるのではないかと思った。

(事務局・まちづくり交通課)

今回のこの件については農協の方にも、農政課を通じて話を聞いてはいるが、その当時の写真などその程度で、資金に着目してという視点は気が付かなかったところである。そりの辺を含めて改めて農協の方に確認ができればと思う。

(委員)

ついでに参考までですが、昭和恐慌の時に、みかん農家はどのように対処したのかについて興味があるが、こうした資料も意外と残るものである。

(委員)

50 年以上前からあることが、当然地元の方が承知している、ということだけで十分ではないのか。

(事務局・まちづくり交通課)

国の要件では、例えば持ち主の方が、私が生まれる前からこれがあって、今もずっと変わってないとの話だけでは認められない。

(委員)

そこまで国が求めるのであれば、そもそもみかん小屋を対象にすべきか、という大元に戻らなきゃいけないだろう。

(事務局・まちづくり交通課)

委員のご意見はもっともだが、みかん小屋でなくてもよいが、何かしら、歴史的な建造物が必要である。他にみかん畑で思い浮かぶ建造物というと石垣ぐらいになってしまう。

(委員)

石垣も同様に 50 年以上を証明できないといけないのか。

(事務局・まちづくり交通課)

そうである。石垣の 50 年以上は非常に証明が難しく、みかん小屋の方が、手をつけやすいかなとは思っている。

(副委員長)

古写真で証明するのはどうか。

(事務局・まちづくり交通課)

それでもいい。いつ撮影かが分かり、それと今の石垣が同じような位置、同じような形に積まれていることが確認できれば大丈夫である。

(副委員長)

50 年前ならば、1970 年位か。写真を撮ることが好きな方を探せば、出てきそうな気はする。それから、1930 年頃に根府川の試験場が出来ているが、根府川の試験場ならば記録は残っていると思う。

(事務局・まちづくり交通課)

例えば『小田原市史』通史編の記載だけでは証拠にはならないと言われている。『市史』に掲載されている元の資料を辿ることが求められている。従って国からは、新聞に掲載されているとか、撮影年代が分かる写真に写っているとか、課税の台帳があるなど、確実な証拠が求められ、第 2 期計画策定に当たっては、その部分が思った以上にハードルが高くなっている。

(委員)

片浦地区については課税台帳から 29 点もの資料が上がっていますから、これで十分かと思う。

(事務局・まちづくり交通課)

片浦地区についてはここまで調べがついてまとまってきたと思っている。しかし片浦地区に隣接しており、恐らく同じように柑橘栽培をしていたであろう早川地区についても何とか調べて広げたいと考えています。本来であれば久野や下曾我地区も同じように柑橘栽培をやっていますので調べる必要がある。ただし今も残る小屋や石垣がある程度、片浦のようにまとまりのあるような形で数が見いだせるかどうか。あまりにも点在しているならば風致として如何かと国からも指摘されていますので、その辺を今順番に当たっている。とりあえずは早川からということで、コロナの影響で中々調査がうまくいかないところもあるが、なんとかクリアしたいと考えている。

(委員)

みかん小屋とかではなく、しっかりした倉庫のようなものはあまり作らなかったのか。小田原では、みかん小屋ばかりなのか、もしそうならば珍しいなと思った。

(事務局・まちづくり交通課)

158 頁、1 枚だけみかん小屋の写真を載せているが、これはどちらかというとしっかりした建物で、それぞれご自分が収穫される分量に合わせて規模が違うのかなと思う。かつてオレンジの輸入自由化の前にはかなり大規模にやっていた方もいたとは思っているので、ある程度大きいものも残ってはいるのではないかと思う。

(委員長)

この写真は説得力のあるように感じる。

(副委員長)

小屋の域を超えているように見える。

(委員)

調査の方法だが、現地に行って、現地の方から古い倉庫はないかというような聞き取り調査はされなかったのか？

(事務局・まちづくり交通課)

コロナ禍で中々そこまで出来なかった。

(委員)

コロナ禍ではあるといものの、大勢集めてやるわけではなく、その地域の年配の方に聞けば、情報を入手することができると思う。

(事務局・まちづくり交通課)

もちろん聞き取りも確認をしていく手段としては考えたところではある。いずれにしても最終的に 50 年以上何らかの形で証明しなければいけないので、その証明をする真っ先の手段として課税台帳で調べ、その上で現地を隈なく見て歩いて、該当するものが本当にみかん小屋なのかどうか確認する。みかん小屋であって、そこにたまたま作業している人がいればその人に聞き、今もみかん小屋として使っていることがおさえることができ、最終的に片浦地区は 29 か所というのを確認した。

(委員)

課税台帳では、その物置なり倉庫がいつ建てられたか、分かるのか。恐らくある時から課税するようになったのではないかと思う。ある時期一斉に市が調査をして、黄色いプレートかなんかを付けている。最初からこういう物置などを課税の対象にされたっていうのは昭和何年からか？

(事務局・まちづくり交通課)

今確認ができてるのが 159 頁にお示ししたとおりで、建築年が一番古いものは、大正期で、27 番の大正 13 年となる。

(委員)

いつ建てたのかということは、所有者の申告に依るのではないか、そうならば確実な証拠かという、少し矛盾するかなと思うが。



(事務局・まちづくり交通課)

ご指摘ごもつともだとは思いますが、今のところ国から求められている中では課税台帳であればいいと言われている。その他確認が出来るものとしては、何度も繰り返しになってしまうが、写真であったり、新聞に載っていること、あるいは学術研究書に書かれていたり、という変えようのない資料の中で確認ができないと認めていただけない。

(委員)

史跡とか文化財だったら資料として撮影される方は多いでだろうが、こういう生業なりわいに関するものを撮影するという事は稀だと思う。従って資料の客観性を担保するため写真や新聞などに頼るという方法がちょっとおかしいなという気がする。いずれにしても聞き取り調査をされていないというのは、調査の方法としてどうかな、という気がする。

(事務局・まちづくり交通課)

ご指摘はごもつともであり、今回はたまたま居合わせた方にしか聞き取りはしてないような状況で、そこは足りていないかなところももちろんあるかと認識している。

国の方とは、WEBを使ってのリモート会議で何度も会議を行っており、何か他に証明する方法はないか、国の担当の方にも知恵を絞っていただいているが、先程アドバイスをいただいた、例えば資金の流れみたいなどころから、当時こういうことがあり、こういうところにみかん小屋を作ったことが分かればと思う。それが一つの契機となってそこから今も作り直してないと分かれば、証明になるかと思うので、そういうところも国にうまく了解していただける方向で話ができればと思っている。

(委員)

近現代史にあまり詳しくないが、第二次大戦後、アメリカ軍が日本を占領すると航空写真を撮っているかと思うが、そういったものは資料として使わなかったのか？

(事務局・まちづくり交通課)

そこも今確認をしようと思っていたところだ。片浦地区については、もうこれだけある程度まとまり歴史的風致のエリアにすることに了解が取れていますので、ここについては改めて追加していく必要はないが、早川地区について、航空写真との照合を考えている。まずは50年以上経っているところから課税台帳から現地を見て歩いている。その次の手段として航空写真から屋根の形が例えば50年以上前から撮ったものと変わっていない、位置が変わっていないというようなところから、それを証拠として認められないか、国と話をしたいと思ってはいるところだ。また、併せて、小屋などを建てることに対して農業労働組合の方から支援金が出てきたなど裏付けとして新たに分かって来れば、そういうところも含めて、認めてもらえるような形に何とかできないかなと思っている。

(委員)

少し年代のことが気になっている。159頁を見ると、そのほとんどが戦後のものではあるが、大正13年が現在残っている限りで確認できる一番古いものなのか。

(事務局・まちづくり交通課)

そういうことである。

(委員)

そうなのか。明治以降にどうもカイコ棚式のものを作られていて、昭和初期にカイコ棚式になっている。残されているのを見ると、この時期からたぶん農家が増えているということがわかるので、むしろこれらのものが認定されるといいなと思う。

(事務局・まちづくり交通課)

恐らく片浦地区でこれだけのことをやっているの、すぐ隣り合った早川地区で同じような取り組みを当然やっていたのだろうと思っている。今回いただいたご意見を踏まえて、確認をして国から了解をとっていきたい。

(委員)

今後も継続して調査するというお話があったが、事業の中身として、今後一層の調査をしていく、というわけにはいかないのか？調査を進めていくこと自体が一番大きな事業だと思うのだが。その上で重点区域にしていくことも。みかん栽培が衰退して、いらなくなったその小屋は荒れて消えてしまうということであれば、それを食い止めるための調査の事業も入れておけばいいのではないかと思った。

(事務局・まちづくり交通課)

みかん栽培も栽培品種も少しずつ変えてきて、安い単価で売るようなものでなくて付加価値のある物の栽培をしようという形に変わってきていると聞いている。他にもオリーブを栽培している話も聞いており、農政課とこの辺の支援の取り組みも形に出来れば、まずは風致のエリアに指定して、その上で重点区域の方向性も考えられるかと。資料1-3にお示しさせていただいたが、認定を受けるこの時点では、今までのエリアを基本として設定していますが、今後はそういう取り組みが必要なところがあれば、そこを重点区域に広げて、国の交付金を活用しながら歴史まちづくりにつなげていければと考えている。ご指摘の通り、農政課とも連携しながら引き続き取り組みたい。

(委員)

第1期計画に参考資料一覧があり、平成22年の報告書が取り上げられている。この報告書が出来上がるに至るまでには、他にも昭和51年、55年等、我々が調査してきた蓄積があったはずなので、是非それらについても掲載していただきたい。

(事務局・まちづくり交通課)

最終頁に参考資料一覧を掲載しますが、それら記載方法などを含め、文化財課と相談して調整を進めたい。

(委員)

最初に伺えばよかった内容だが、この計画書に掲載されている事業費は、市単独ではなく国からも補助されると思いますがどの位なの。コンサルも入れているということで、計画書策定自体にもかなりの費用がかかっていると思うが。

(事務局・まちづくり交通課)

この歴史的風致維持向上計画そのものは、実は全国的に80を超える都市で、認定を受けています。この認定を受けると、重点区域で行う事業については国の交付金が入って参ります。国の支援を受けながら、この歴史や文化を次世代に残し個性のあるまちをつくっ

ていこうとしているところだ。

また、具体的なこれまでの歴史まちづくり計画に係る事業費は、平成 28 年度から令和 2 年度に全体の事業費として 5 億 7 千万円。その内国の交付金が 2 億 8 千万円いただいている状況である。

(委員長)

この計画はあくまで市が策定するものであり、こちらは意見を申して、なるべく良い計画にしてもらうということが目的である。時間も押しておりこの辺りで、文化財保護委員会での審議は終わらせていただいてよろしいか。なお、ご意見がありましたら 1 月 9 日までに事務局の方へよろしくお願ひしたい。

## (2) 報告事項

(ア) 史跡小田原城跡保存活用計画の策定について (資料 2)

事務局が資料 2 に基づき概要説明。

### 【質疑応答】

(委員長)

『史跡小田原城跡保存活用計画』は今年度中の策定であり、文化財保護委員会として報告を受けるということだろうが、意見を出していいのか。また、小田原市の文化財としては重要な計画かと思うが、この計画に関して文化財保護委員会に出すのは初めてか。

(事務局)

審議していただくわけではない、1 月 13 日までのパブリックコメントもしており、何かありましたらご意見をいただきたい。また、文化財保護委員会でのこのような形で提示するのは初めてであるが、『歴史まちづくり風致維持向上計画』にも記載があり、この関連ですすでにご意見等をいただいている。

(委員)

パブリックコメントは、計画書全体の本編を提示するのか。

(事務局)

ホームページから、資料 2 と同じ概要版が PDF で出てくるので、この概要版に基づいてご意見をいただいている。300 頁程度ある本編の方は文化財課の窓口に一冊設置しており、詳細を確認したい方は来庁して読んでいただき、ご意見いただくことにしている。

(委員)

『史跡小田原城跡保存活用計画』の概要版を見る限りでは、方向性は書いているが、計画でありながら具体的ことは分からない。総構えのブランド化や障子堀についても、価値とその魅力についてと書いてあり、何か所も障子堀が発掘によって検出されたことは分かるのが、山中城跡のように市民が見ることはできないのではないかと。

(事務局)

今のところは確かに観察できる場所はない。

(委員)

発掘図面や説明を丁寧にした上で、ついでに山中城まで行ってきましょう、となればともかく、特徴づける障子堀が、本家本元の小田原では一か所も見ることができない、他所では見ることが出来ても、小田原では見ることができない、それについてどうするのか本編には記載があるか。

(事務局)

概要版では説明に限りがあり詳細を記載できないが、本編には、障子堀が出てきそうなところは大体当たりついているところがあるので、チャンスがあれば現地で整備していこうということを記載している。

(委員)

この概要版でパブリックコメントしてくださいと言われても、掴まえ所がなく意見の言いようがない。その中で詳しく知りたいならば文化財課まで来てみてくださいというのは、少し合点がいかない。

(事務局)

この概要版でまずどういう人をターゲットにしたかといれば地権者さん達だ。小田原城の範囲東西が3km、南北が2km、およそ400万㎡の中に、赤く囲っているところ30万3298.15㎡が、史跡になっている。その中のおよそ5分の1が民有地だ。一番の問題が史跡の指定が昭和13年の8月8日が最初で、最後が平成30年の10月15日に指定されている。実は民有地のほとんどは一時指定、昭和13年の8月8日が指定である。従って、所有者が代替わりしていて自分の土地が史跡になっているか分からないとか、史跡になっているけどもどこの地番でどの部分だろうか、と分からない方が多くいらっしゃる。そういう人達にも分かるように概要版をまず書かせていただいた。パブリックコメントを始める前に地権者の方156名に事前に意見を伺うよう概要版を送付している。その中で、すでに4組が来庁されて確認に来られた。それから史跡であることでどういう制限があるかよく分からなとの質問もあった。家がなくなった場合、残る土地は役所に取られてしまうのか、そういうようなこと聞かれる方が多い。もちろん土地の権利は保証されるし、家を建て直しても地下の遺構を壊さなければ、遺跡の価値ってなくなることはないので、そういう配慮はしてくださいとお伝えしている。また、史跡では制限が大きいので買い上げてもらえるのか、というご相談も実は一番多い。概要版を送付してご確認いただく中でこれらについても答えられる形にしている。本編の方は、さらに詳しく知りたい方にお見せしてお答えしている。

(委員)

今、この概要版の説明をしていただいた、地権者との関係は通常業務ですること、この『史跡小田原城跡保存活用計画』概要版とは別に考えるべきではないか。今の説明では、地権者の誤解を解くために概要版を作ったということになり、小田原市が『史跡小田原城後保存活用計画』をどのように作り、史跡をどのように整備していくかということが市民に見えない。この資料を拝見すると、2頁、3頁は、小田原城の史跡が重要だという歴史的価値の説明で、次にそれを受けてこの史跡をどう保存するかという方法を示すべきだが、

それが見えてこない。さらに保存した後どう活用するかということについては6頁の上の欄のところに1、2、3と書かれているが、どういう方向性で保存をしたいのか、どう活用するかがこの概要版では見えてこない。通常の史跡のパフレットというような印象である。

また、先程この内容については『歴史まちづくり風致維持向上計画』にも反映されているという話があったが、前回の会議で、相澤委員長が「歴まち計画」で豊臣秀吉の画像は高台寺所蔵のものを使っていて、北条氏の画像については、小田原城所蔵を使用している。早雲寺に画像があるのだから、小田原城天守閣の画像を使うのはいかがかとの助言があったかと思うがそれが反映されていない。

更に、2頁の「価値とその魅力1」のところに、「戦国大名北条氏は関東一円に勢力を広げ～」と書いてあるが、北条氏は戦国時代を通じて関東一円に勢力を広げていない。こういう点をきちんと押さえて書かないと行政が出す印刷物としての信頼性を失うことになってしまう。同様に2頁の一番下、御用米曲輪の発掘について、「北条氏の文化的一面がうかがえました」とあるが、ある一時期の遺構をもって文化の一面がうかがえましたというのは如何か。また4頁、「総構のブランド化」とはどういう意味か分かりづらい。

6頁一番上段の右側の史跡小田原城跡における保存の歴史は、戦前の小田原保勝会など、戦前・戦後という言葉を使っているが、2020年の今、1945年を基準とする言葉は、今の若者に通じるかどうか。さらに下段に「ステイクホルダー」という言葉もあるが、全体的にみて「誰に向けてこの冊子を作っているか」ということについて、もう少し工夫が必要ではないか。

このまた、表紙の航空写真にいろいろな名称が入っており、「早川」とか「東海道」とか、親切だとは思いますが、それを示すならば、例えば戦国期の遺構と、近世の遺構とが分かる工夫があってもいいと思う。更に航空写真に「史跡石垣山」も示しているが、『史跡小田原城跡保存活用計画』に石垣山を入れることに意図することがあるのか。

(事務局)

最後のご指摘の石垣山の件は、「史跡石垣山」という別の史跡になっており、『史跡小田原城跡保存活用計画』が出来たら、すぐにではないものの調査して資料が整った上で、測量も行い、『史跡石垣山保存活用計画』を作っていきたいと考えている。史跡小田原城跡の周辺遺跡には、史跡石垣山の他、富士山陣場、徳川家康の今井陣場跡などもある。そういった小田原城跡と関連の深い近隣の遺跡については『史跡小田原城跡保存活用計画』その取扱いとか方向性を定めていきたい。ただ史跡石垣山は特出しでやっていきたいと思う。

(委員)

石垣山一夜城関連のことを尋ねたのは、この保存活用計画の「活用」の部分にも関係するからで、2頁の「価値とその魅力」でいう「戦国時代を通して関東一円に勢力を広げた」北条氏の本拠地であり、小田原合戦と近世、中世から近世への時代転換の舞台。この部分と関係して、石垣山一夜城は天正18年の段階で西国の文化を反映した城作り、一方、小田原城は東国風の土の城、大外郭は天正18年の段階で完成したかということはまだ十分に検討しないといけないと思うが。同じ天正18年の段階でわずか数kmのところ、西国

と東国、近世と中世の城を比較することができる場所は、全国的に見ても小田原くらいではないかと思う。この点で日本有数の史跡だと思う。だからこそ、『史跡小田原城跡保存活用計画』の中に、史跡石垣山を意識した作りになっていないと勿体ない。

(事務局)

史跡石垣山についてはご指摘の通りである。また、言葉の使い方の問題で、「戦前」「戦後」は特に違和感なく使わせていただいた。「総構ブランド化」という言葉は活用と回遊性を高めるために現在、市が使っている言葉をここで引用させていただいた。早雲画像の模写には確かに本物の力っていうのはあるが、比べてみた時にさほど本物と違うものではなかったので、小田原城天守閣所蔵のこれを使わせてもらった。

(委員)

さぼと本物と違うものではなかったということはないと思う。

(事務局)

最後に関東一円に勢力を広げ、という表現は、事務局でも少し疑問の余地が残ったので、パブリックコメントにかける前に、城跡整備委員会の小和田先生や伊藤先生に相談させていただき、了承をいただいている。自説を述べたわけではないのでご了承いただきたい。

(委員)

やはり「関東一円」というと正確ではないし、正確でない部分は排除したほうがいいと思う。

(事務局)

委員の質問の中で保存活用計画は、地権者とかマニュアル的な部分を強調するのではなく、『史跡小田原城跡保存活用計画』は、国の認定受けると、現状変更の申請許可が事後の届け出になるとか、メリットもありますので、そういった部分も踏まえ記載している。史跡の価値と保存と活用と整備についても一部記載させていただいており、ただマニュアル的な部分も多少載せておかないと、先ほど担当が説明した通り、自分の土地が史跡じゃないと思っていたとかいう方もいるので、その辺をご理解いただければと思う。

(委員)

6頁の戦後の小田原城郭研究会って今も今現在でも活動しており、過去のような書き方には工夫が必要だ。また、先程指摘があった石垣山一夜城と小田原城のとの問題で、石垣山一夜城は石垣を本格的に使った西国の城で、小田原城が東国の土の城という対比あるのですが、石垣山一夜城は近世の城では決してない。小田原城を西国の大名が取り囲んだことによって、西国の諸大名が驚いて、自分の領地に帰り、自分の城を小田原城と同じように堀を巡らせることで初めて近世の城が誕生した。小田原城は近世の江戸時代城郭のモデルである。徹底的に堀を巡らせるというのが小田原北条氏の城郭を作る特徴であり、その部分がこの「価値と魅力」で取り上げられているかどうか、本編を見ないと分からないところだ。小田原北条氏の城は、堀を徹底的に巡らせているということを目の当たりにして西国の大名が、帰って真似して、すぐに城づくりを変更した。秀吉も京都に御土居を作って京都の街中を全部土塁と堀で囲んだ。それほど強烈なインパクトを残した戦いであり、こんな城は見たことないっていう、ということこそがここに書かれていなければいけない。

この概要版を見て、この計画ではどんなことを考えているのかということは一切分からず、コメントしようがない。もしこれにパブリックコメントでプラスしていただけるなら箇条書きでも活用の、活用保存の項目だけでも羅列してお書きいただかないと。歴史的な記述を少し指摘することはあるかもしれませんが、具体的には何も指摘できない。少なくとも今言った19日まで時間があるのでそこで具体的に保存活用として、このようなことを考えていますという粗々のところを出していただきたい。

(委員長)

様々な意見が出ており、この資料は(案)となっているが、今の時点で変更可能か。

(事務局)

最終的なものは3月の終わりに完成させるので、まだ改訂する余地はある。本日の委員のご意見やパブリックコメントの反映させるべきところは反映させていく。

(委員)

私たちは概要版(案)の修正のことを言っており、先ほどの回答は『保存活用計画』の案のことを説明しているが。

(事務局)

本編(案)も文化財課窓口に備え付け、歴史に興味ある方が閲覧できるようにしている。

(委員長)

本日、大きな計画の概念のことから細かなことまでご意見が出たわけだが、私も、いくつかの文化財審議委員をやっており、何段階かに分けてこのような案件を審議にかけている自治体もある。小田原市のスタンスもあろうが、城跡の専門の委員会だけでなく文化財関係の審議会でも今のようなご意見も出ることもあり、3月完成に迫る前にもう少し早めにお示しいただけるとより参考になるような意見も出せたと思う。そういう意味でも今回出た意見を活かしていただきたい。

(イ) 市指定史跡平成輔の墓所について(資料3)

事務局が資料3について説明

## 【質疑応答】

(委員長)

私も拝見したが、かなり危険な状態でこれをどうするか。予算措置が必要で再来年度予算に計上されるために来年度も引き続きの審議が必要になると思うが、今の段階で質問・意見があればお願いしたい。

(委員)

平成12年度版『小田原の文化財』掲載の墓所の写真があるが、いつ撮影したものか。

(事務局)

平成12年以前の写真ですが、さらにどの位前に撮影したかは不明である。

(委員)

元々潮音寺あったものが明治41年に報身寺に移ったのか。江戸時代の地図を見れば分

かと思うが、この2つの寺はどのくらい離れているのか。「史跡」で指定されているが、「史跡」というのは土地につく指定なのだが、墓所は元々の位置場所ではない可能性があるのか。

(事務局)

『小田原の文化財』の記述には、「この場所に潮音寺という建ったばかりの大寺があったので、その境内に葬られたとおもわれますが、潮音寺は明治41年に報身寺に合併されこの墓所も報身寺の所有になった」とある。絵図でも確認する。

(委員)

ということは、墓所自体の場所は移動していないということで、だから「史跡」で指定されたのか。

(委員長)

「史跡」と「建造物」と指定の仕方で保存の方向性も異なりますからその辺も考えていかないといけない。

(委員)

墓所の石は何か。

(事務局)

平田委員にも見ていただき、溶結凝灰岩と言われている。いわゆる風祭石である。

(委員)

風祭石だと黒っぽい石が入っている気がするが、この写真では良く分からない。

(事務局)

正面の石がちょっと風合い違うように見えるが、両脇の石がいわゆる風祭石である。屋根の石材は溶血凝灰岩特有の黒いのが入るのだが、風化しないでいい状態である。切り出した部位がかなり違うのかもしれない。

(委員長)

私も拝見した折、本当に崩壊寸前という感じだったので、安全性を含め早急に対処していただきたい。資料には、鶴見大学の星野先生も文化財課の意見を聞いて検討なさっていて、A案からG案まで出ているが、今回は、さらに市の学芸員を含め検討いただいて、もう少し絞った上で詳細を提示していただきたいと思う。

(事務局)

了解した。

#### 4 その他

- ・事務局が、新聞記事資料「戦国期の庭園跡とみられる遺構（城山四丁目）」について報告
- ・次回文化財保護委員会会議 令和3年5～7月予定

以上